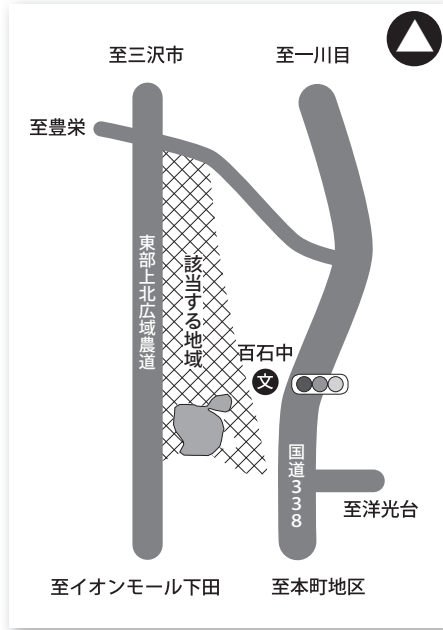


5月10日から 向坂地区の 字界が変わります



向坂地区のうち、「字向山」区域の字界が変わります。より住所を分かりやすく、郵便物の配達などをスムーズにするものです。

住所の変更例

(現) 向山○番地◇



(新) 向坂●番地◆

郵便番号は「〒039-2251」です。変更はありません。

問企画課 ☎ 0178-56-4701



町名変更に伴う手続き

住民票・戸籍・印鑑証明

問町民課
☎ 0178-56-2246

住民票、戸籍の証明、印鑑証明の住所は自動変更します。手続きは必要ありません。

また、住所、本籍表示の「変更証明書」を町民課、分庁サービス課、北部出張所で発行します。手数料は無料です。

国民年金・厚生年金

問町民課
☎ 0178-56-2246

日本年金機構八戸年金事務所へ、住所変更届のほがきを提出する必要があります。はがきは町民課、分庁サービス課、北部出張所に備え付けています。利用してください。

土地や建物の登記

問税務課
☎ 0178-56-4704

登記されている土地や建物は自動的に変更になりません。しかし、所有者の住所の住所は変わりません。読み替える規定があるため、直す必要はありませんが、資産管理などのために直したい人は、法務局へ変更申請の手続きが必要です。

登録免許税免除のため、町民課、分庁サービス課、北部出張所で無料交付する住所変更証明書が必要です。交付を受けて、法務局（十和田支局、☎0176-2424）に申請してください。

住民票が必要になる場合もあります。詳細は問い合わせてください。また、税務課に登記申請書を備え付けていますので、利用してください。